2 医安第530号

令和2年7月22日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染防止対策を実施する「安全・安心宣言施設」 PRステッカー・ポスターのさらなる活用について(通知)

本県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と社会経済活動の維 持の両立をめざすため、別添のとおり感染防止対策に取り組む施設に対して、本 県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応 援しています。

昨今、全国的に新型コロナウイルスの感染が都市部を中心に広がっており、そ の中には感染防止対策を十分に実施していない施設でクラスターが発生する事 例が見られました。

また、県を跨ぐ移動やイベントの開催制限などが段階的に緩和される中で、改 めて徹底した感染防止対策を図っていく必要が生じており、7月16日には「愛 知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」を変更し、あらためて事業者の 方々に「安全・安心宣言施設」の届け出をお願いしたところです。

こうした状況を御理解いただき、感染防止の機運をさらに高めていくため、県 内施設において「安全・安心宣言施設」PRステッカー・ポスターの掲示が促進 されますよう、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、御協力いただきま すようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、別添の記者発表資料を御参照ください。

また、御不明な点がありましたら、愛知県感染症対策局感染症対策課感染症対 策調整グループ(052-954-7465)にお問合せください。

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ 生産グループ 電話 052-954-6303 (ダイヤルイン) 052-954-6305 (ダイヤルイン) 052-954-6344 (ダイヤルイン) 052-954-6304 (ダイヤルイン) 052-954-6304 (ダイヤルイン) 電子パール iyaku@pref.aichi.lg.jp

「安全・安心宣言施設」PRステッカー・ポスターを施設(店舗)に 掲示し、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組みましょう!

新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む事業者を支援するため、感染防止対策 として取り組む項目を届け出ていただいた施設に対して、本県独自のPRステッカー・ ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援します。

これにより、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立をめざします。

【PRステッカー・ポスター提供までの基本的な流れ】



(3) 揭示

事業者は、電子申請・届出シ ステムから電子データをダウ ンロードし、施設にPRス テッカー・ポスターをプリン トアウトして掲示することで、 感染防止対策に取り組む

(2)提供

県は、電子申請・届出システ ムに届出があった事業者へP Rステッカー・ポスターの電 子データを提供

- PRステッカー・ポスターを希望する事業者は、
 県公式 Web サイトの「あいち電子申請・届出システム」のフォームから、感染防止対策として取り
 組む項目をチェック(宣言)し、届出を行う。
- ② 県は届出を確認後、PRステッカー・ポスターの電子データを事業者に提供する。
 (※電子データは、「あいち電子申請・届出シス

テム」からの提供)

	感染防止対策として実施する取組の内容
	発熱者等の施設への入場をお断りします。
	3つの密(密閉・密集・密接)の回避を徹底します。
	飛沫感染、接触感染を防止します。
	身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど「新しい生活様式」を 実践します。
	従業員の衛生対策や3密対策、休憩や食事の分散に努めます。
	複数人で共有する物品や、テーブル・ドアノブなど手が触れる場所 の消毒を随時行います。
	施設入場時の手指衛生対策を実施します。
	お客様が入れ替わる際などに消毒を実施します。
その	D他、以下の取組を行います。
	(自由記入欄)

- ③ 事業者は、「あいち電子申請・届出システム」から電子データをダウンロードした
 後、PRステッカー・ポスターをプリントアウトし、届出書に記載した施設に掲示する。(PRステッカー・ポスターは、別紙1のとおり)。
- ※ 事業者が実施する手続きの具体的な流れは、|別紙2 のとおり。

【PRステッカーイメージ】



【PRポスターイメージ】

新型コロナウイルス感染防止対策実施中											
感染防止対策として、次の☑の取組を実施しています。											
図 発熱者等の施設への入場をお断りします。											
 ☑ 3つの密(密閉・密集・密接)の回避を徹底します。 											
☑ 飛沫感染、接触感染を防止します。											
☑ 身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど 「新しい生活様式」を実践します。											
 ☑ 従業員の衛生対策や3密対策、休憩や食事の分 散に努めます。 											
☑ 複数人で共有する物品や、テーブル・ドアノブ など手が触れる場所の消毒を随時行います。											
☑ 施設入場時の手指衛生対策を実施します。											
☑ お客様が入れ替わる際などに消毒を実施します。											
その他、以下の取組を行います。 ・対面する場などにパーティションを設置します。 ・コイントレイの使用を進めます。											
宣言日 2020年6月8日											
施 設 名 愛知県庁											
愛知県は、感染防止対策に取り組む安全・安心 宣言施設を応援します。											
受加乐											

事業者が実施する手続きの具体的な流れ

1 PRステッカー・ポスターの申し込みについて

PRステッカー・ポスターは、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む 施設に提供し、「安全・安心宣言施設」として応援するもので、業種を問わず、 すべての事業者が申し込むことができます。

また、事業者の感染防止対策に取り組む内容等に変更が生じた場合は、再度申し込むことができます。

2 PRステッカー・ポスターに係る具体的な手続きの流れ

PRステッカー・ポスターに係る手続きは、「あいち電子申請・届出システム(以下、 「システム」という。)」により行い、システムにおいて事業者からの届出、県からの PRステッカー・ポスターの提供を行います。



※システム利用の開始において、利用者登録せずに申し込んだ場合は、①のシステム利用 開始時に∞「連絡先アドレス確認メール」が届きます。

3 PRステッカー・ポスターに係る届出の準備

パソコンやスマートフォン、タブレットを用意してください。 県からのメールを受け取るためのメールアドレスが必要です。

4 あいち電子申請・届出システムへのアクセス

「あいち電子申請・届出システム」には、以下の方法からアクセスできます。

・アドレス:

https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=23419

・QRコード:



・サイトからのアクセス

「新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」について」 のサイトから、「あいち電子申請・届出システム」へアクセスしてください。 〔アドレス〕

https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html

5 あいち電子申請・届出システムの利用

次のバナーをクリック(又はタップ)してください。

利用者登録せずに申し込む方はこちら

- メールアドレスを届け出てください。
- ③ 県から「連絡先アドレス確認メール」が届きます。
- ※メールに記載されたリンクから、「あいち電子申請・届出システム」にアク セスしてください。

6 届出内容の入力

届出フォームの画面が表示されましたら、届出者、施設名称、施設の所在地、感染 防止対策として実施する取組などを、次の事項に注意して入力してください。

《注意事項》

○県公式Webサイトへの掲載の希望

「希望する」を選択すると、「施設名称」、「施設住所」、「感染防止対策として実施する取組の内容」が県公式Webサイトへ掲載されます。

なお、取組内容の変更等により、同じ施設が重複して掲載される場合は、従前の ものは掲載されません。

○「届出者」の記入

法人の場合は、会社名又は法人名を記入してください。個人事業主の場合は、屋 号(商店名等)を記入してください。

○「施設名称」の記入

「施設名称」は、<u>ポスターに印字</u>されるもので、施設名、店舗名を記入してくだ さい。個人事業主の場合は、屋号(商店名等)を記入してください(届出者と同じ になります)。

文字数は「全角」で、<u>2行で34字まで記入できます</u>(1行17字まで記入可 能)。ポスターでの文字の配置は、「左右・上下 中央揃え」となります。

(記入例)

届出フォームでの記入(説明のため枠を設けています)

愛	知	県		感	染	症	対	策	局				
感	染	症	対	策	課								

※施設名を2行で表記する場合は、
改行してから2行目を入力してください

3行以上で記入すると表記が上手くできないので、注意してください。



ポスターでの表記(文字は「左右・上下 中央揃え」で配置)

振 訳 夕	愛知県 感染症対策局
旭	感染症対策課

○感染防止対策として実施する取組の内容

《該当する内容にチェックする取組》

施設(店舗)で実施している取組について、該当する取組をチェックしてください。本項目は必須項目であり、1つ以上チェックしていただくと届出ができます。

チェックした取組については、ポスターにチェックマーク(☑)が印字されます (取組内容は、6ページの届出フォームを確認してください)。

《その他の取組(自由記載欄)》

自由記載欄は、<u>ポスターに印字</u>されるもので、上記の取組に項目はないが、施設 (店舗)で実施している取組内容が記入できます。なお、本項目は<u>必須項目ではあ</u> りません。

文字数は「全角」で、<u>2行で50字まで記入できます</u>(1行25字まで記入可 能)。ポスターでの文字の配置は、「左揃え・上揃え」となります。

(記入例)

届出フォームでの記入(説明のため枠を設けています)

•	対	面	す	る	場	な	ど	に	パ	 テ	イ	シ	Э	ン	を	設	置	l	ま	す	0	

※自由記載欄を2行で表記する場合は、<u>改行してから2行目を記入</u>してください。<u>3行以上</u> で記入すると表記が上手くできないので、注意してください。



ポスターでの表記(文字は「左揃え・上揃え」で配置)

その他、以下の取組を行います。

・対面する場などにパーティションを設置します。

※「その他、以下の取組を行います。」は定型となります。

7 届出の申し込み

届出フォームを入力した後、<u>申込む</u>ボタンを押下し、申し込みが完了すると、「申 込完了通知メール」が届きます。

「申込完了通知メール」には、PRステッカー・ポスターを入手する際に必要となる「整理番号」、「パスワード(※利用者登録せずに申し込んだ場合)」が記載してありますので、大切に保管してください。

8 届出の受理

《届出の確認》

申し込み完了後、県側で届出内容に不備がないか確認します。主な確認事項は次 のとおりです。

- ○「施設名称」に誤りがないか(店舗名でなく、店舗が入っている施設名の記載、 誤字など)
- ○「その他の取組(自由記載欄)」に、感染防止対策の取組内容以外の記載がない
 か(営業的・メッセージ的な要素が強い記述、固有の製品名が記載されている、
 誤字など)

《届出の受理》

届出内容に不備がなければ、届出を受理します。

届出が受理されますと、申し込みの翌日(金曜日・土曜日に申し込んだ場合は月 曜日)以降に「受理通知メール」が届きます(概ね1日程度お待ちいただきます)。 《届出の修正》

届出内容に不備がある場合は、「【修正のお願い】メール」が届きますので、メール 内容を確認いただき、修正をお願いします。

9 PRステッカー・ポスターの入手

届出を受理した後、「予約処理通知メール」が届きますので、「PRステッカー・ポ スター」の電子データ (pdf ファイル)を「あいち電子申請・届出システム」から「申 込内容照会」に進み、電子データ (pdf ファイル)をダウンロードし、入手してくださ い(7の「申込完了通知メール」に記載された「整理番号」と「パスワード」が 必要となります)。

10 PRステッカー・ポスターの印刷・掲示

「PRステッカー・ポスター」の電子データ(pdf ファイル)を開き、任意のサイズ、用紙により印刷してください。

また、「PRステッカー・ポスター」は複数枚印刷することができます。

「PRステッカー・ポスター」の掲示は、届出いただいた施設に限らせていただく とともに、施設の利用者が閲覧しやすい場所に掲示していただきますようお願いしま す。